

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施等に関する事務
②事務の概要	【概要】 児童福祉法に基づき、保育の実施、保育所保育料等の賦課及び徴収に関する事務を行う。子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に当たっては公金受取口座を利用する。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。 ・保育の申込・実施に関する事務 ・保育料の算定に関する事務 ・保育料の収納・滞納管理に関する事務 ・各種資料・報告書作成に関する事務
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 取滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. 宛名管理システム 6. 申請管理システム ※1及び5については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保育台帳ファイル 2. 世帯情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表9の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第42号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 17の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部保育課 電話:0596-21-5579
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。特に、申請書等に記載のマイナンバーについて、真正性の確認を必ず行うこととしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいて、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに、権限のない者が閲覧できないように離席時のログアウトを徹底していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I. 関連情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称		ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の判断か	令和2年7月30日時点		事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の判断か	令和2年7月30日時点		事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 9. 監査		内部監査の実施を記載	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる対策		項目の追加	事後	